

第5号議案

蒲郡市部等設置条例の一部改正について

蒲郡市部等設置条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成25年2月25日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市部等設置条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

分掌する事務の変更を行うため提案する。

蒲郡市部等設置条例の一部を改正する条例

蒲郡市部等設置条例（昭和39年蒲郡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(8) 企業立地及び企業誘致に関する事項

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。